

広島県告示第三百六号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定によって、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成二十九年五月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 処分をした年月日

平成二十九年四月二十八日

二 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

株式会社六共

福山市加茂町大字下加茂九二一―七

代表取締役 栗木原 明人

三 被処分者の許可番号

広島県知事許可（般―二四）第九三〇八号、（特―二六）第九三〇八号、（特―二八）

第九三〇八号

四 処分の内容

1 停止を命じた営業の範囲

解体工事業に関する営業のうち、民間工事に係るもの

（注一） 「解体工事業に関する営業」とは、注文者から解体工事を請け負う営業をいう。

（注二） 「民間工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十

四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業

法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発

注者である建設工事以外の建設工事をいう。

2 営業の停止を命じた期間

平成二十九年五月十五日から平成二十九年五月十七日まで

五 処分の原因となった事実

被処分者は、平成二十八年二月二十三日に福山市幕山台の民家解体工事現場において、あらかじめ作業計画を定めずに作業を行うとともに、車両系建設機械に接触することにより労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所労働者の立ち入りを禁ずる措置を講じず、崩落した二階部分のベランダ直下にいた労働者一名を死亡させた。

このことにより、福山簡易裁判所から労働安全衛生法違反による罰金二十万円の略式命令を受け、また、現場責任者は、同裁判所から労働安全衛生法違反及び業務上過失致死による罰金四十万円の略式命令を受け、平成二十九年三月二十二日にその刑が確定した。

このことが、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。